

土地改良法施行令の一部を改正する政令案の概要

令和 8 年 4 月
農林水産省農村振興局

I 趣 旨

- (1) 土地改良事業のうち国が行うべきもの又は都道府県が行うべきもの（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 85 条から第 85 条の 3 まで）として申請できる事業は、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号。以下「令」という。）第 49 条、第 50 条及び第 50 条の 2 の 2 において申請できる事業の種類・要件を定めており、あわせて、国が行う土地改良事業については令第 52 条において都道府県が負担すべき負担金（法第 90 条第 1 項）を、都道府県が行う土地改良事業等については令第 78 条において国の補助（法第 126 条）を、それぞれ事業の種類及び地域ごとに規定している。
- (2) 令和 8 年度予算における、都道府県が行うべき土地改良事業（以下「都道府県営土地改良事業」という。）として申請すべき事業の要件の変更及び防災重点農業用ため池に係る国が行う急施の防災事業の創設に伴い、令について、これらの措置に必要な改正を行うこととする。

II 政令案の概要

- (1) 中山間地域等における農用地の利用集積に資する都道府県営土地改良事業の申請面積要件の緩和について（令第 50 条第 3 項関係）
令第 50 条第 3 項において、中山間地域等を対象として農用地利用集積促進土地改良整備計画に基づき都道府県営土地改良事業を申請する場合の面積要件の下限をおおむね 10ha としているものを、当該地域における基盤整備を加速し、当該地域の生産性を向上させるため、おおむね 5 ha に緩和する。
- (2) 防災重点農業用ため池に係る国が行う急施の防災事業の負担金に関する特例について（令附則第 4 条の 2（新設）関係）
防災重点農業用ため池に係る法第 87 条の 4 第 1 項の規定により国が行う土地改良事業について、都道府県の負担金の額に関する特例を新設する。具体的には、令附則第 4 条の 2 において、令和 12 年度までの時限措置として、原則として事業費の 30%以上 60%以下の範囲内（北海道については 15%以上 55%以下の範囲内）で農林水産大臣が定める額とする。

III 施行期日

公布の日